

リアリスティック一発合格松本基礎講座ガイドンス④

従来の常識を覆す リアリスティック一発合格法とは？②

～Recollect法, 推理, 学説問題, 記述など～

辰巳専任講師

松本 雅典先生

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

リアリスティック発合格松本基礎講座

—松本 雅典—

従来の常識を覆す
リアリスティック発合格法とは？②
～Recollect法, 推理,
学説問題, 記述など～

Recollect 法

本講座の最大の特徴

- ① 試験に必要な範囲及び不要な範囲を明確にする
- ② 具体例や立法趣旨などを用いてわかりやすい説明をする
- ③ 思い出し方(*Recollect*法)を提供する

1. 記憶量の減少

『司法書士5ヶ月合格法』	『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』
- 算数的 <i>Recollect</i> 法 <i>Relating・Recollect</i> 法 - ゴロ合わせ・替え歌 - こじつけ <i>Recollect</i> 法 - 漢字 <i>Recollect</i> 法 - etc.	- 共通する視点 - クロスワードの原理 - 補助線で <i>Recollect</i> - 法律用語や手続の流れはたとえば - 無理矢理にでもつなぐ - しりとりを作る - etc.

3

算数的 *Recollect* 法①

定理 ← 理系の発想

本節の「募集株式の発行等」で株主総会の決議が出てきたら、その決議要件は特別決議である。

4

算数的 *Recollect* 法②

原則と例外 ← 文系の発想

【無権代理と相続の考え方】
(原則) 無権代理行為をした者 → 追認拒絶不可
無権代理行為をしていない者 → 追認拒絶可
(例外) 無権代理人の相続人が相続後に、さらに本人を相続した場合

5

Relating Recollect 法①

61

~~賃貸借~~
=P151

≡P151

P151

151

=P61

≡P61

P61

6

Relating Recollect 法②

【目的】

- ① 関連させることで、本試験で他の事項と勘違いすることを防ぐ
- ② 復習目的
- ③ 未出の肢を推理する力をつける

7

Relating Recollect 法③

民法

憲法

不動産
登記法

刑法

会社法

司法書士法

商業
登記法

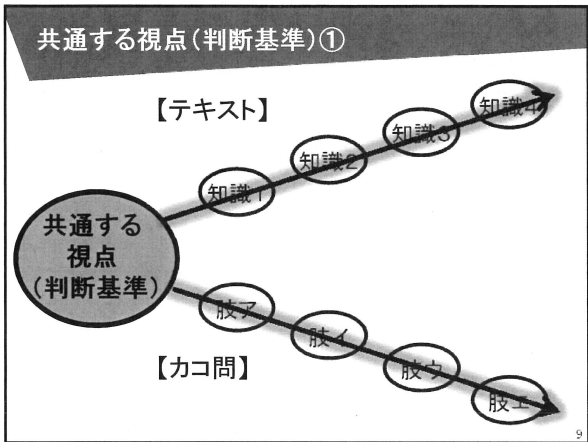
供託法

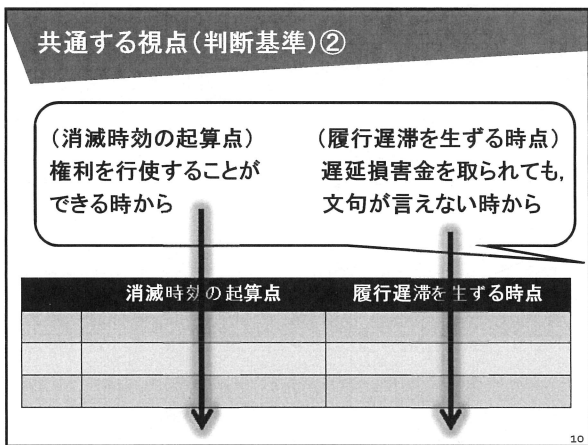
民事訴訟法

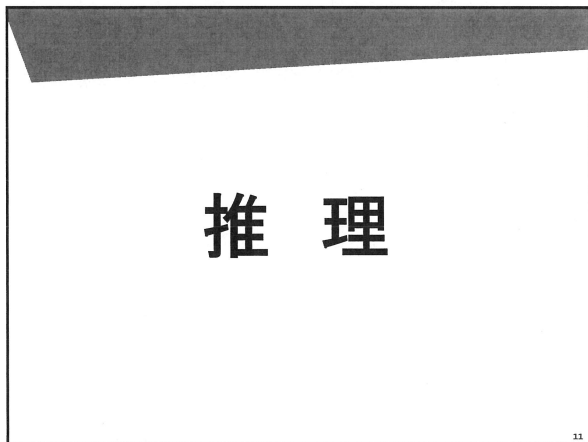
民事執行法

民事保全法

8







推理①

絶対に知らない肢は出る
→ ほとんどの受験生が「ヤバイ」と思う
ガッツポーズ



合否のPointになり得る

12

推理②

Relating Recollect 法や共通する視点をういた様々なパターンで推理をする

(H22(午前)第6問)

教授: 最後に具体的な例で聞きますが、賃貸マンションの所有者である甲が、「101号室 入居者募集 甲」とだけ書いた張り紙をマンションの入口に掲示して、入居者を募集する旨を表示することは、意思表示ですか。

学生: オ その張り紙を見た乙が、甲に入居したいと申し出ることによって、賃貸借契約が成立しますから、意思表示です。

13

学説問題

14

学説問題①

【学説問題とは？】

「条文が不明確・不十分であるときに、条文をどう解釈するか」という判例・学者の考えを問う問題



毎年出る……………憲法・民法

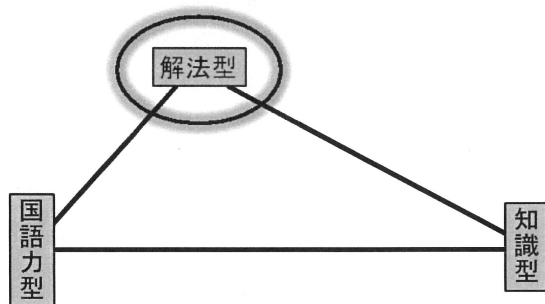
たまに出る……………会社法・刑法・不動産登記法

ほとんど出ない……民事訴訟法・供託法

出ない……………民事保全法・民事執行法・
司法書士法・商業登記法

15

学説問題②



16

学説問題③

(H12(午前)第4問)

所有者↘ 第1説 善意の第三者が絶対的・確定的に
転得者↗ 権利を取得するので、転得者は、通
謀虚偽表示について悪意であっても、
有効に権利を取得する。

所有者↘ 第2説 処分行為の効力は当事者ごとに
転得者↗ 相対的・個別的に判断すべきであり、
転得者は、通謀虚偽表示について悪
意であれば、権利を取得しない。

17

記 述

18

記述①

【要求される知識の量】

19

記述②

~~択一の基準点を超えれば、記述の基準点も超えられる~~
択一の足切り点突破者の約半数が記述で足切りになる

	① 択一の 基準点突破者	② 記述の 基準点突破者	② ÷ ①
H25	2,177人	1,152人	52.9%
H24	2,169人	1,145人	52.8%
H23	2,320人	1,220人	52.6%

記述③

記述特有の対策が必要

【特有の対策が必要な要因】

① 1問に充てる時間が
50～60分
↔ 択一は1問2～3分

② 情報処理能力が必要



21

今後の本講座のガイダンス日程—東京

⑤ リアリスティック導入講義 民法の全体像①
3月22日(土)18:30～20:00

⑥ リアリスティック導入講義 民法の全体像②
3月30日(日)14:00～15:30

⑦ リアリスティック導入講義 会社法の全体像①
4月13日(日)14:00～15:30

⑧ リアリスティック導入講義 会社法の全体像②
4月27日(日)14:00～15:30

⑨ 開講直前ガイダンス「オリエンテーション講義
～効果的な授業の受け方～」
5月4日(日)14:00～15:30

22

今後の本講座のガイダンス日程—大阪・京都・福岡

【大阪本校】
ガイダンス②③ 4月6日(日)10:00～13:00
ガイダンス⑤⑦ 4月20日(日)10:00～14:00

【京都本校】
ガイダンス②③ 4月6日(日)16:00～19:00

【福岡本校】
ガイダンス⑤⑦ 4月19日(土)14:00～18:00

23

(平成 12 年午前)

第 4 問 民法第 94 条第 2 項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位について、次の二つの考え方があり、後記アからオまでの記述は、その一方の考え方から他方の考え方に対する批判である。各記述における「この説」が第 1 説を指すものは幾つあるか。

第 1 説 善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得するので、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であっても、有効に権利を取得する。

第 2 説 処分行為の効力は当事者ごとに相対的・個別的に判断すべきであり、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であれば、権利を取得しない。

ア この説では、取引関係について綿密に調査した者が保護されず、逆に、調査を怠った者が保護される結果となる。

イ この説では、権利の譲渡性・流通性が大幅に制限される。

ウ この説では、善意の第三者は追奪担保責任を問われることになり、善意の第三者を保護した実質が失われることになる。

エ この説では、原権利者はいったん権利を喪失したにもかかわらず、その後に、その権利が復活することになる。

オ この説では、他人を「隠れみの」として利用することを回避することができない。

(参考)

民法

(虚偽表示)

第 94 条 相手方と通じてした虚偽の意思表示は、無効とする。

2 前項の規定による意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない。

1 1 個 2 2 個 3 3 個 4 4 個 5 5 個

あなたの熱意 辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

- 東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>
- 横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）
- 大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F
TEL06-6311-0400（代表）
- 京都本校：〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町670京都フクトクビル6F
TEL075-254-8066（代表）
- 名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）
- 福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F
TEL092-726-5040（代表）
- 宇都宮校：〒320-0811 宇都宮市大通り1-2-5 国際情報ビジネス専門学校内（受付2階）
TEL028-600-4877
- 岡山校：〒700-0901 岡山市北区本町6-30 第一セントラルビル2号館8階 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL086-236-0335
- 高松校：〒760-0021 高松市西の丸町14-10 穴吹カレッジキャリアアップスクール内
TEL087-822-3313
- 鹿児島校：〒892-0842 鹿児島市東千石町19-32 鹿児島情報ビジネス専門学校内
TEL099-223-8400